

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成17年11月10日(2005.11.10)

【公開番号】特開2003-232898(P2003-232898A)

【公開日】平成15年8月22日(2003.8.22)

【出願番号】特願2002-330493(P2002-330493)

【国際特許分類第7版】

G 2 1 K 4/00

G 0 1 T 1/00

// C 0 9 K 11/61

【F I】

G 2 1 K 4/00 N

G 2 1 K 4/00 M

G 0 1 T 1/00 B

C 0 9 K 11/61 C P F

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月26日(2005.9.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】支持体上の蒸着された燐光体層及び放射線硬化されたポリマー保護層を含む結合剤のない刺激性燐光体スクリーンにおいて、前記保護層が少なくとも1%( $m_0 1 / m_0 1$ )のフッ素原子担持部分を含み、前記保護層が $5 \mu m \leq d_{v50} \leq 25 \mu m$ であるような体積メジアン直径 $d_{v50}$ 及び $1 \leq d_{v50} / d_{n50} \leq 1.20$ であるような数メジアン直径 $d_{n50}$ を有するポリマービーズをさらに含むことを特徴とする結合剤のない刺激性燐光体スクリーン。

【請求項2】前記蒸着された燐光体が針状であり、前記針状燐光体が長さL及びそれらの間に間隙を有し、前記保護層がLの最大0.10倍について前記間隙を満たす請求項1に記載の結合剤のない刺激性燐光体スクリーン。

【請求項3】前記針状燐光体結晶がアルカリ金属燐光体の結晶である請求項1又は2に記載の結合剤のない刺激性燐光体スクリーン。